

さいたま市桜区選挙管理委員会告示第 18 号

令和 7 年 5 月 25 日執行のさいたま市長選挙における期日前投票所の場所を公職選挙法第 48 条の 2 第 6 項の読み替え規定による同法第 39 条の規定に基づき、次のとおり指定した。

令和 7 年 5 月 11 日

さいたま桜区選挙管理委員会委員長 島崎 豊

期日前投票所	期日前投票所を設ける期間
さいたま市桜区役所	令和 7 年 5 月 12 日から 5 月 24 日まで
土合支所	令和 7 年 5 月 17 日から 5 月 24 日まで
イオンモール与野	令和 7 年 5 月 22 日から 5 月 24 日まで